

土木工事等共通仕様書 公園緑地共通仕様書 港湾・漁港共通仕様書 新旧対照表

現行条文（令和2年10月）				新条文（令和3年4月）				改定理由	
章	節	項	項目見出し	章	節	条	項目見出し		
1	0	0	第1章	1	0	0	第1章	総則	
1	2	0	第2節	1	2	0	第2節	用語の定義	
1	2	25	1	1	2	25	1	書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものについては、署名または押印がなくても有効とする。	書面とは、手書き、印刷等（情報共有システムを用いて作成したものを含む。）の伝達物をいう。 押印見直しに伴う改定。